

議第 8 3 号

呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市
条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 略</p> <p>第 3 章 雑則（第 4 6 条）</p> <p>付則</p> <p>第 3 章 雑則</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 略</p> <p>第 3 章 雑則（第 4 6 条・<u>第 4 7 条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第 3 章 雑則</p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第 4 6 条 障害者支援施設及びその職員は、</u> <u>作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、</u> <u>書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複</u> <u>本その他文字、図形等人の知覚によって認</u> <u>識することができる情報が記載された紙そ</u> <u>の他の有体物をいう。以下この条において</u> <u>同じ。）で行うことが規定されている又は</u> <u>想定されるもの（次項に規定するものを除</u> <u>く。）については、書面に代えて、当該書</u> <u>面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的</u> <u>方式その他人の知覚によっては認識するこ</u> <u>とができない方式で作られる記録であっ</u> <u>て、電子計算機による情報処理の用に供さ</u> <u>れるものをいう。）により行うことができ</u> <u>る。</u></p> <p>2 <u>障害者支援施設及びその職員は、交付、</u> <u>説明、同意、締結その他これらに類するも</u> <u>の（以下「交付等」という。）のうち、こ</u> <u>の条例の規定において書面で行うことが規</u> <u>定されている又は想定されるものについて</u></p>

<p>(委任) 第46条 略</p>	<p>は、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>(委任) 第47条 略</p>
------------------------	---

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。